レンタルサービス規約

1. レンタル期間

- 1. レンタル期間は、見積書、注文書、請求書または納品書に記載したとおりとする。
- 2. レンタル期間の延長は、レンタル期間内に株式会社チェルシー(以下、当社という)へ連絡し、当社がそれを認めた場合に限りできるものとする。
- 3. レンタル期間延長により発生する料金は別途定める延滞料金を適用するものとする。

2. 貸出数量

貸し出し数量は、見積書、注文書、請求書または納品書に記載したとおりとする。ただし在庫等の事情により貸出数量が制限されても異議ないものとする。

3. 料金

レンタル料金は、レンタル期間・商品に応じて定められ、見積書、注文書、請求書または納品書に記載したものとする。

4. 延滞料金

レンタル期間満了日(お客さまの返却予定日)を過ぎて返却された場合は、別途定める延滞料金を支払うものとする。

5. 中涂解約

1.レンタル契約の中途解約を希望する場合、お客様はただちに当社へその旨を申し入れるものとする。

2.レンタル期間の途中で商品を返却した場合であってもレンタル料金の一部返却や割引は行わないものとする。

6.キャンセル料

注文書とレンタルサービス規約を返送した時点から契約が成立し、御利用日2日前からキャンセル料が発生いたします。

7. 商品の保全

- 1. 当社は、随時商品の保管状況の点検または報告をお客様に求めることができるものとする。
- 2. お客様は、商品を第三者に譲渡したり、転貸、質入れ、担保権の設定等をすることはできないものとする。
- 3. お客様は、商品について第三者からの差押、その他法律的、事実的侵害が発生した時、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければならないものとする。
- 4. 商品の引渡後のトラブルにより発生した損害については、当社は一切の責任を負わないものとする。

8. 安全利用義務

お客様はレンタルされた商品の利用に関して、安全面に十分配慮するものとし、レンタル商品の使用中に事故等が起こった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとする。

9. 商品の破損等

- 1. レンタル中に生じた商品の破損、滅失(通常の使用による損耗、減耗は除く)等については、原則として同等商品との取替えに要する費用として青ベニヤ1枚の破損につき、2,500円を保障料として支払うものとする。
- 2. 紛失、盗難、天災等で商品に異常が発生した場合は、遅滞なく当社に報告するものとする。

10. 契約解除

- 1. お客様が、上記の各項の事項に違反した場合または当社の債権保全上のために必要と認められる場合は、当社は通知、催告なしで商品の引き揚げまたは返還の請求を行い、レンタル契約の解除ができるものとする。
- 2. 前項によって当社が商品の返還を請求したときは、お客様は直ちに商品を返却するものとする。

11. 協議

本規約に定めのない事項が生じた場合および本規約の解釈に疑義が生じた場合は、当社とお客様の間で協議し解決するものとする。

12. 保証金

月額のご請求額が¥500,000を超える場合又は、3ヵ月以上のレンタル時は商品お届けの際、商品金額を基に保証金を預かり、商品の返却時に返済するものとする。

13. 管轄裁判所

本契約に関して裁判手続きの必要が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。